

令和3年12月9日

陳 情 文 書 表

防 災 警 察 常 任 委 員 会

陳情番号	92	付議年月日	3. 11. 11
件名	神奈川県迷惑行為防止条例改正についての陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県迷惑行為防止条例第14条に次の条文の追加を求めます。</p> <p>(3) 幅員2m以下の狭い山道において、歩行者の脇を走り抜けて危険を覚えさせるような行為。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>登山等の山道は、幅員が狭く凹凸面であるので、走行には格段の注意を要します。その状態で歩行者とのすれ違いには、双方の接触・転倒・滑落の危険性が避けられないことは明白であります。</p> <p>それはまた(2)項の岩石落下の直接原因にもなります。</p> <p>現在、山道には、登山・ハイキングのほか、ピクニック等の家族連れ・幼稚園児・学徒の野外活動や修学旅行、未病対策の老人等のいわゆる登山弱者も多く入山しているのが現状であります。</p> <p>彼らは、登山のルール・ノウハウはほとんど持ち合わせていないので、突然走行者に出会うとろばいし、とっさに谷側にも避けようとしますので滑落の危険が避けられません。</p> <p>現状、各地において山道走行者の滑落死亡事故が毎年のように発生していることから、登山弱者との接触・衝突の危険性は決して看過出来ません。</p> <p>不幸にして人身事故が発生すると、最悪「認識ある過失傷害致死罪刑事裁判」として当事者はもちろん、山道の所有者や占有者である行政の敗訴は明らかであります。</p> <p>以上の状況から、容易に推測される人身事故の重要性に鑑み、「転ばぬ先のつえ」として、その改正条文を登山口に提示して、不特定多数の走行者に周知徹底を図ることが重要であります。</p>			

陳情番号	96	付議年月日	3. 11. 25
件名	組織的嫌がらせ行為（継続したつきまといいわゆる集団ストーカー）、その背景となる、最先端技術使用の対策強化に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>神奈川県迷惑行為防止条例に見られる条項は、既に現実の組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）の被害者側から見れば古い時代遅れの条項でしかなく、現実に即した条例に変更するべく、被害者から詳しく聞き取り、調査し、その最先端技術DPS、電磁波盗聴、電磁波盗撮、スマホ、パソコン電磁波ハッキング、通信傍受、住居侵入手口等による個人情報入手、その上での反復したつきまとい、長期にわたる心理的拷問の存在、精神的に追い込み精神疾患、若しくは自殺に至らしめる、今の条例レベルでは内容も罰則も軽微な犯罪と捉えられています。</p> <p>実質は総合計画犯罪、大変凶暴、凶悪犯罪であり、脅迫罪、拷問行為（リンチ）、暴行、傷害、殺人罪レベルであり、条例から法整備を強く求めるものであります。</p> <p>更には違法電波を使用していると思われる、様々な体調不良を訴える被害者さんが大勢います。</p> <p>米国で大使館員や政府要人が、電波、超音波による体調不良と断定した『ハバナ報告書』、これと同じ症状であります。</p> <p>なぜ一般市民が？と思われそうですが、ハバナ症候群の、はるか前から、これを訴えていたのは一般市民です。</p> <p>これらは警察が捜査出来るよう、総務省総合通信局が共同最先端技術悪用を明らかにし、この犯罪に備えなければならない。</p> <p>陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人に対し、執ようなつきまとい、組織的な個人情報入手の人為的、または最先端技術悪用を周知啓もうを求め、条例改正を求めます。併せて、法改正を目指し意見書の提出を求めます。 この我々が主張する、組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪は現在の条例の延長上にあるものではなく、新種の犯罪行為と捉える必要がセットで行われるテクノロジー悪用も、まず調査、そして周知啓もう、法整備を求める意見書の提出を国へ願います。 			

陳情番号	99	付議年月日	3. 12. 1
件名	山ノ内交番の存続を求めることについての陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県警大船署から突然、令和5年（2023年）3月31日に山ノ内交番の統合（廃止）をするという連絡があった。山ノ内交番の存続を切望する住民の声を受け止め、山ノ内交番の存続をして頂くことを要望する。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>山ノ内地域は、鎌倉観光の玄関口となる北鎌倉駅を中心とした地域で、多くの寺社が点在し、内外から外国人を含む不特定多数の観光客が来訪する地域である。一方、交通量の多い鎌倉街道に沿って地元住民の生活を支える店舗が連なり、道路を一本入れば、静かな住宅街が混在し、近くには、保育園・幼稚園・小学校・中学校2校・高校3校がある。雑踏に紛れた犯罪が起こる危険性が高い地域だからこそ、犯罪抑止の要として、昭和46年に山ノ内交番が北鎌倉駅前に建てられ、住民の安心安全に寄与してきた。</p> <p>近年、高齢化率が高まってきた事もあって、山ノ内地域でも特殊詐欺などの犯罪や、ガス点検などを装った強盗事件などが起こり、受け子が逃亡しやすい駅周辺を金銭の受け渡し場所とした事件も、北鎌倉駅周辺で起こった。山ノ内地域の住民と山ノ内交番駐在の警察官からの要望もあったため、平成26～27年度商店街まちづくり事業費補助金事業（商店街まちづくり事業）で、三分の二の補助を頂きながら、北鎌倉商栄会と山ノ内町内会協議会が協力して防犯カメラの設置を行った経緯がある。防犯カメラ設置後、ある程度の抑止力にはなっていると認識しているが、設置してから5年以上が経過し、メンテナンス契約の期間を終えており、故障をした際のメンテナンス費用に対する補助も無い事から、防犯カメラの存続も危ぶまれている状況がある。</p> <p>その様な状況下で、通報した際にすぐ駆けつけて頂ける距離に交番があること、子どもたちが駆け込める交番があることが住民の安心の基であり、北鎌倉駅前に山ノ内交番が存続することが、住民の切なる願いである。</p>			

陳情番号	100	付議年月日	3. 12. 1
件名	J R北鎌倉駅前の山ノ内交番の存続を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>J R北鎌倉駅前の山ノ内交番の存続を切望し陳情いたします。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>この度、J R北鎌倉駅前の山ノ内交番が廃止されるかもしれないと聞き、大変心配しております。</p> <p>北鎌倉女子学園中学校高等学校は、鎌倉市山ノ内地域にある中高一貫校として、昭和15年(1940年)3月に設立され、令和2年度(2020年度)には、中学生91名、高校生340名のうち、鎌倉市内居住の47名と、そのほか神奈川県内各市町村に居住する生徒を合わせて、合計431名の女子生徒が在籍しています。</p> <p>生徒^{たち}達は、J R北鎌倉駅から山ノ内交番の側に出て、鎌倉街道を人目が少ない大船方向に向かって約10分歩いて通っており、過去には、当学園の生徒に話しかけたり、触ったり、盗撮するなどの不審者も出ている上、令和3年度(2021年度)9月には北鎌倉女子学園前交差点付近で、10月には小坂小学校プール付近で、不審者が出たとの事です。</p> <p>鎌倉市内の不審者情報の被害者のほとんどが子どもである事を知り、生徒を預かる立場として心配を募らせ、交番廃止による犯罪抑止力の低下を危惧しています。子ども達の安全のために、是非ともJ R北鎌倉駅前の山ノ内交番が存続して頂けるよう、関係機関へ働きかけて頂きたくお願いいたします。</p>			